

## 凡 例

- 本書は長崎県の沿岸漁業を対象にして記載し、農林水産統計でいう指定漁業である「大型まき網」,「以西底びき網」,「マグロはえ縄」は除いた。
- 過去に発刊された「長崎県の漁具」(壱岐・対馬編：昭和51年,五島編：昭和58年,北松編：昭和56年,西彼・大村編：昭和60年)に掲載されたもので、大きな変化がないもの、現在行われていないもの、今回新たな調査ができなかったものなどは、すべて転載した。このため、記載内容については現在の状態にそぐわない部分もあることから、漁具名の後ろに<壱岐・対馬編>等の出典を記載した。一方、今回新たに調査したものは、出典の代わりに調査年を記載したが、調査は複数年にわたったものもあるので最終調査年を記載した。
- 漁具の名称及び書き方は、漁業関係の文献、農林水産統計、及び長崎県漁業調整規則等の記載に準じたが、これらで使用された漢字が異なる場合や特殊な漢字については、ひらがな書きとし、「ひき回し底びき網」,「はえ縄」,「ひき縄」,「まき網」等とした。また、「浮き」「流し」「釣り」等は漁業関係文献の一般的な使用法に従って「浮流刺網」や「一本釣り」等とした。
- 漁具の名称はその地方で使用されている名称を使用した。誤解を招くおそれのある場合や判りにくいと思われる場合は( )で一般名を記載した。
- 魚名は、原則として標準和名をカタカナ書きで記載し、漁業の名称も“いか釣り”を“イカ釣り”とした。ただし、地方で定着した呼称のあるものは標準和名を( )で記載し、例えば“ダルマ(メダイ)樽流”と記載した。
- 長さや重さの単位はできるだけm, cm, g, kgを使ったが、一部K(1ヒロ=1.5m)や匁(1匁=3.75g)等を使用したものもある。
- 海区の区分は農林水産統計に準じた。